

牛乳・乳製品の消費拡大を



「酪農危機」 ～今、酪農業で起きていることは～

毎日の食卓を豊かにしてくれる牛乳や乳製品。本町にはその原料の生乳を生産する酪農家が35戸ありますが、近年、経営存続の危機に立たされています。

その要因として、コロナ禍で学校の休校や外食機会の減少により牛乳・乳製品の消費が大きく低迷し、消費が少なくなったことでこの期間、長期間保存できる脱脂粉乳やバターに加工し、生乳廃棄を回避してきました。

しかし、脱脂粉乳の在庫は過去最高水準の在庫量となり、これ以上増えると乳業メーカーが生乳を引き受けられない状況に陥る可能性も考えられ、乳価値上げを受けての牛乳・乳製品の値上げに伴う消費減少もあり、その状況はあまり改善していません。

最も打撃となっているのは、エサ代の高騰です。牛に与えるエサの大半が輸入に依存しており、ロシアによるウクライナ侵攻で濃厚飼料の価格が急騰し、一昨年と比べて1t当たりの価格が1.5倍以上に上昇しました。また、トウモロコシなどの価格も上がり、さらに円安が追い打ちをかけ、エサ代の高騰が続いている状況です。

酪農家が飼っている乳を搾るための牛は、白と黒の斑紋のホルスタイン種が一般的ですが、当然メス牛しか乳を搾ることはできません。一方、オスとして生まれた子牛や肉用牛との掛け合わせで生まれた交雑種の子牛は、肉用として畜産農家などに販売されており、酪農家にとって大切な収入源となっていますが、エサ代の高騰などによる畜産農家の買い控えがあり、昨年5月以降、肉用子牛の価格下落傾向が続いていることで、酪農家の経営は一層厳しさを増しています。

関係者一丸となってこの在庫削減に取り組んでいますが、生乳生産量と需要（牛乳・乳製品の消費量）との関係は、長年の農政の課題であり、在庫が一時的に減少しても、また増えるばかりで根本的な解決には至っていません。

いつもより少しだけ多く、「乳製品」を ～皆さんの応援が必要です～

乳牛は毎日、乳を搾らないと病気になったり、体調を崩してしまいます。酪農家は毎日、牛の世話をし、生乳を搾り続けています。

夏休み期間は学校給食による消費量が減少しますが、酪農家は飼っている牛の乳を搾る量を変えることはできず、生乳廃棄のリスクを抱える心配な時期となります。

牛乳・乳製品の価格は上昇していますが、これからもおいしい牛乳を飲み続けるために、牛乳・乳製品を消費することがとても大切です。

私たちが日々の買い物の際に、積極的に牛乳やヨーグルトを普段より1本多く購入することや、乳製品を使ったお菓子作りなどで、生クリームやチーズ・バターをたくさん使って、毎日がんばっている町内の酪農家を応援しましょう。



■問合せ 農林商工課農政係 (☎ 47-2116 役場2階 窓口13番)

ご寄付ありがとうございます

菊池前町長から300万円

4月末で勇退した菊池一春前町長から、7月12日に300万円の寄付がありました。

役場を訪れた菊池前町長と妻のヤエコさんは、「町長として4期16年間、町民の皆さんに大変お世話になりました。図書館整備に活用していただきたい」と寄付金を伊田町長に手渡しました。町では、図書館整備のために活用させていただく予定です。



住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金のお知らせ

エネルギー、食料品価格などの物価高騰による家計への負担増加を踏まえ、住民税非課税世帯などに臨時特別給付金を支給します。

○対象者 (①国事業、②町事業)

令和5年6月1日において町の住民基本台帳に記録されている方

- ①世帯全員が令和5年度の住民税均等割が非課税の世帯、または非課税世帯相当に家計が急変した世帯
- ②世帯全員が令和5年度の住民税均等割のみの世帯、または非課税の方と均等割のみの課税者だけで構成される世帯

○支給額 (①国事業、②町事業)

- ①の世帯 3万円
- ②の世帯 1万8,000円

○給付金の給付手続き

対象世帯に確認書を送付しますので、必要事項を記入のうえ、福祉保健課窓口へ提出してください

■問合せ 福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)

国土利用計画法に基づく土地取引の届け出のお知らせ

一定面積以上の土地取引には届け出が必要です。

土地の売買・賃貸・交換・営業譲渡など、一定面積以上の土地取引に係る契約をした場合には、国土利用計画法の規定により、その土地が所在する市町村に届け出が必要です。

○届け出の対象となる面積

訓子府町の場合、全域都市計画区域外のため1万㎡以上の取引が対象となります

○届出者 土地の権利取得者(買い主など)

○届出期限 契約締結から2週間以内

※提出期限を過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力願います。

○提出書類

次の書類を町に提出してください(各3部)

- ・土地売買等届出書
- ・土地売買等契約書の写し
- ・土地およびその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の図面
- ・土地の形状を明らかにした縮尺500分の1から2,000分の1程度の図面
- ・委任状(代理人が届け出する場合)
- 罰則
届け出をしなかった場合、6か月以下の懲役または100万円以下の罰金に処されることがあります
- 届出・問合せ先
〒099-1498 常呂郡訓子府町東町398番地 訓子府町役場企画財政課 (☎ 0157-47-2115)